企業紹介動画及びアカウント使用契約書

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道ＩＴ推進協会（以下「乙」という。）は、下記のとおり企業紹介動画及びアカウントの使用に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（使用の許諾）

1. 乙は甲に対し、企業紹介動画制作及びアカウントの契約元として、甲がこの契約に定める条件により企業紹介動画及びアカウントを利用することを許諾する。

（制作料）

1. 新規の制作料は1動画あたり￥80,000（消費税別）とし、動画制作本数に応じ甲は乙指定の口座に振り込んで支払う。

ただし、音声録音のみの場合は1動画あたり￥40,000（消費税別）とする。

1. 下記要件については上記の請求には含まないものとし、甲は、別途業者からの請求に対して直接支払うものとする。
   1. 撮影・録音時間の超過
   2. 動画の再撮影・再編集
   3. パワーポイント資料の作成代行
   4. 遠方（石狩振興局外）での撮影
   5. その他高度な動画撮影等

（アカウント料）

1. アカウント料は年間\7,000（消費税別）とし、甲は乙指定の口座に振り込んで支払う。

なお、契約期間中に解約しても返却は行わないものとする。

（著作権）

1. 制作した映像、シナリオ、デザイン等（以下「本著作物」という。）の著作権はそれらの完成と同時に乙から甲に譲渡されたものとする。

（制作料及びアカウントの請求及び支払）

1. 甲は、乙から適正な請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

（翻案権等の譲渡）

1. 本著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利も、前条の著作権の譲渡と同時に乙から甲に譲渡されたものとする。

（著作者人格権の不行使特約）

1. 乙は乙の名誉声望を害さない限り、本著作物の改変について著作者人格権を行使しないことを予め承諾する。

（動画内容の責任）

1. 本著作物の内容については各社の責任のもと公開しその内容について乙はその一切の責任を負わない。

（秘密保持）

1. 甲乙ともに、本業務の遂行において知りえた業務上の情報は、これを開示してはならない。

ただし、以下の場合を除く。

① 甲乙による事前協議によって書面又は電磁的記録で開示の承諾をした場合

② 相手方より情報を取得する以前に得ていた情報

③ 公知の情報

④ 第三者より取得した情報

1. 前条の秘密保持のために甲乙双方は必要な措置をとらなければならない。

（契約期間）

1. 本契約の有効期間は本契約締結日から２０２０年１月１５日までとし、契約の更新については甲乙両者の協議のうえ決定する。

契約更新時、既存の動画について料金は発生せずアカウント料のみの請求とする。

２） 前項の規定にかかわらず、前２条の規定は本契約の有効期間満了後も有効とする。

（契約の解除）

1. 甲又は乙は、以下の事由が生じた場合には、何らの予告もなく本件契約を解約することができ、乙が保有しているアカウントから甲の会社案内動画を削除することができる。

① 本契約に違反したとき

② 制作料・アカウント料を支払期限までに支払わなかったとき

③ 北海道IT推進協会を退会したととき

④ その他本契約を継続しがたい事由が発生したとき

（契約上の地位・権利義務の譲渡禁止）

1. 甲乙ともに相手方の書面による事前の承諾なくして、契約上の地位を第三者に承継させ、又は権利義務の全部又は一部を譲渡若しくは引き受けさせてはならない。

（協議事項）

1. 本契約に定めのない事項又は本契約の内容に疑義が生じた場合には、甲乙が誠実に別途協議しこれを解決する。

（管轄裁判所）

1. 本件契約に関して紛争が生じ、裁判手続により解決しようとするときは、札幌地方裁判所を第一審裁判所とする。

以上のとおり契約が成立したことを証するため、本契約書２通を作成し、甲乙各自押印のうえ、各１通を保管する。

平成　　年　　月　　日

甲

乙